

「加賀市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「加賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の概要

※条例の制定に係る考え方

「従うべき基準」 : 国の基準に準じる

「標準」 : 国の基準に準じる

「参酌すべき基準」 : 一部加賀市独自の基準を定める

以下に、市の独自基準をまとめました。

(1) 記録の整備

【省令】 : 文書の保存期間は2年

【条例】 : 文書の保存期間は5年

(2) 事業者の運営規定への追加事項

① 加賀市市民主役条例の制定に伴う追加

【省令】 : 地域との連携等

【条例】 : 地域との連携等・市政の参加・まちづくりへの寄与

② 加賀市暴力団排除条例の制定に伴う追加

【省令】 : 暴力団の排除なし

【条例】 : 暴力団の排除の追加

(3) 地域密着型介護老人福祉施設の居室定員

【省令】 : 原則1名。必要が認められる場合は2名

【条例】 : 原則1名。必要が認められ、入居者のプライバシーに配慮がなされている場合は2名

(4) その他条例で定める事項

① 地域密着型介護老人福祉施設の定員数

【介護保険法】 : 29人以下で市町村の条例で定める数

【条例】 : 29人以下とする

② 地域密着型サービス事業（介護予防含む）を行うもの

【介護保険法】 : 市町村で定めるものでないときは指定をしてはならない

【条例】 : 条例で定めるものは法人とする